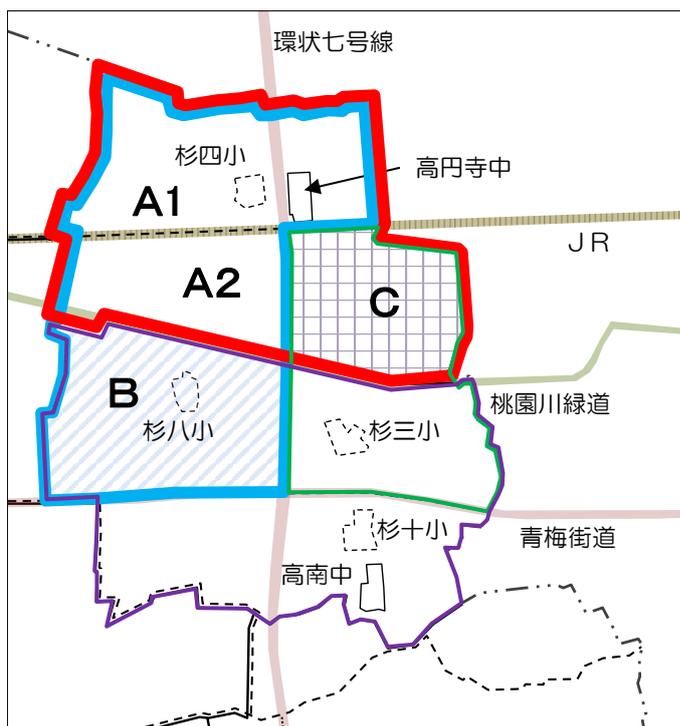


【特例措置の内容】



- 杉並第四小と杉並第八小を合わせた通学区域
(=新校の通学区域)
- 現在の高円寺中学校の通学区域
- 現在の杉並第三小学校の通学区
- 現在の高南中学校の通学区域

別表第4（別表第1の第8号関係）改正案（抜粋）

対象区域	指定校		対象者と内容
	小学校	中学校	
高円寺南二丁目全域 高円寺南三丁目1～3、17～23、35～37 【上記地図B】	高円寺小学校 (新校)	高円寺中学校 (新校)	○対象区域の在校生（現1年生～6年生） 高南中学校への入学に配慮 ○新入学児童 杉並第三小学校、杉並第六小学校、杉並第十小学校への入学に配慮
高円寺南五丁目全域 【上記地図C】	杉並第三小学校	高南中学校	○対象区域の在校生（現1年生～6年生） 高円寺中学校(新校)への入学に配慮 ○新入学児童 高円寺小学校への入学に配慮
旧杉並第八小学校 【上記地図A2およびB】	高円寺小学校 (新校)	_____	○旧杉並第八小在校生(平成31年度在学の1～5年生) 杉並第八小に在学している児童は、杉並第三小学校、杉並第六小学校、杉並第十小学校への転校に配慮
_____	高円寺小学校 (新校)	_____	○高円寺小学校在校生 上記の特例対象区域外の区内在住者で、高円寺小学校に在学している児童は、高円寺中学校への入学に配慮

※特例措置は平成34年（2022年）度まで継続する。（年度制限のあるものを除く）

【参考】

別表第2(別表第1の第6号、第7号関係)から抜粋【指定校と隣接校】《新学区域決定後》

指定校		隣接校				
小学校	杉並第三	杉並第十	高円寺(新校)			
	高円寺(新校)	杉並第三	杉並第六	杉並第十	馬橋	堀之内
	杉並第十	杉並第三	堀之内	和田	済美	高円寺(新校)

中学校	高円寺(新校)	高南	杉森	阿佐ヶ谷	松ノ木	
	高南	高円寺(新校)	阿佐ヶ谷	松ノ木	和田	

別表第2(別表第1の第6号、第7号関係)から抜粋【指定校と隣接校】《新学区域決定前》

指定校		隣接校				
小学校	杉並第三	杉並第四	杉並第八	杉並第十		
	杉並第四	杉並第三	杉並第六	杉並第八	馬橋	
	杉並第八	杉並第三	杉並第四	杉並第六	杉並第十	堀之内
	杉並第十	杉並第三	杉並第八	堀之内	和田	済美

中学校	高円寺	高南	杉森	阿佐ヶ谷		
	高南	高円寺	阿佐ヶ谷	松ノ木	和田	